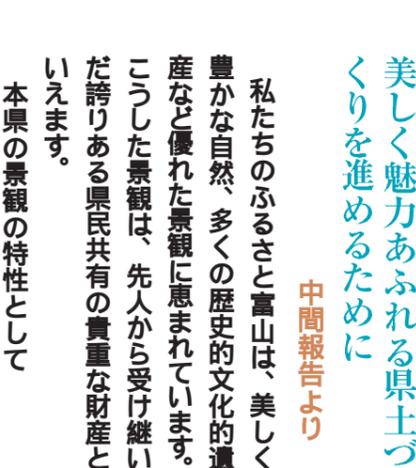


# うるおいある景観づくりを進めています

～お聴かせください、あなたのご意見を～

県では今、本県の美しい自然景観や歴史的町並みなどを守り育て、さらに魅力ある景観を創造していくため、景観施策のよりどころとなるべき条例の制定に向けて取り組んでいます。このたび、本県の景観施策のあり方について検討してきた「富山県の景観を考える懇談会」から中間報告が示されました。県では、景観づくりについて皆さんと一緒に考え、うるおいある景観づくりを進めていきたいと考えています。ぜひ皆さんのご意見をお寄せください。



美しく魅力あふれる県土づくりを進めるために

中間報告より

私たちのふるさと富山は、美しく豊かな自然、多くの歴史的文化的遺産など優れた景観に恵まれています。こうした景観は、先人から受け継いだ誇りある県民共有の貴重な財産といえます。

本県の景観の特性として  
 ・立山連峰や富山湾などダイナミックな自然景観  
 ・散居村やチューリップ畑など広がりある田園景観  
 ・瑞龍寺や合掌づくり集落など多くの歴史的・文化的景観  
 ・富山駅北地区や御旅屋西通りなど変貌する都市景観  
 があります。

この多様で個性豊かな景観を保全・継承し、さらに魅力ある景観を創っていくことは、美しく快適でいのちの輝く県土づくりや魅力と活力にあふれる地域づくりを進めることにつながります。

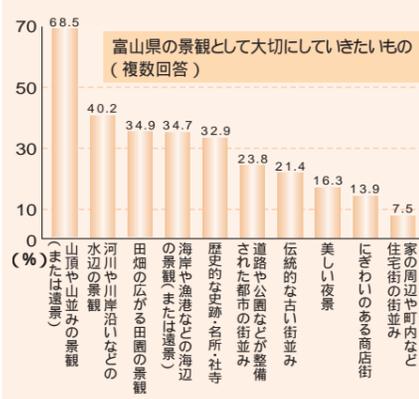
また、素晴らしい景観に身近に触れること、自主的に景観づくりに努めることは私たちの心を豊かなものに、郷土への誇りと愛着をはぐくむこととなります。



「私たちの故郷・富山が美しくあってほしい」。そんな皆さんの願いを込めた幅広いご意見、ご提言をお聴きしながら、富山らしい景観条例の制定をはじめ、よりよい景観づくりを進めていきたいと考えています。みんなで力を合わせて、うるおいある景観づくりに取り組んでいきましょう。

## 県民アンケート調査から

県では、昨年六月に「景観に関する県民アンケート調査」を実施。その中で、富山の景観として大切にしていきたいものを聞いたところ、「山頂や山並みの景観」、「水辺の景観」、「海辺の景観」などダイナミックな自然景観の保全に高い関心を示しています。



## 基本的な目標

かけがえのない恵み豊かな自然を守り、美しい風景づくりを進める  
 地域の誇れる歴史や文化を生かした個性豊かな景観を育てる  
 水と緑で彩られ、いのちが輝く魅力と活力にあふれる景観を創造する

## 景観施策の基本的な方向

富山らしい景観を守り育て、創るための総合的な方針を策定する

県土の景観づくりを総合的・計画的に推進するための基本方針を策定

景観上重要な地域での景観づくりを進める仕組みをつくる

県を代表する景観を有する地域を重点地域に指定し、基本計画を策定して積極的に景観づくりを推進

景観に大きな影響を及ぼさないよう、建築物等の景観誘導策を進める

建築や開発行為等の際に景観上配慮すべき基準を策定  
 建築や開発行為等の事前届出制度の創設、基準による県の指導・助言の実施

公共事業において景観に積極的に配慮する仕組みを定める

公共事業の景観づくり指針を策定

水と緑で彩られた景観を創造する

水辺の景観づくりを推進  
 公共施設や事業所等の緑化の推進

地域で親しまれている景観を大切にしてい

ふるさとを象徴する樹林、建造物、名勝地などの保存  
 優れた景観を眺望できる地点の指定

県民、事業者や市町村の取組みを積極的に支援する

地域住民の取組みへの支援  
 住民や事業者の景観づくり協定の促進  
 市町村の景観づくり施策への支援

県民への普及啓発活動等を幅広く進める

情報提供、普及啓発等による美しさを学び、実践する場づくり  
 景観に関する専門家の助言、優良事例等の顕彰

## あなたのご意見をお寄せください

応募方法 / 「景観施策の基本的な方向」など本県の景観づくりへのご意見と、次の必要事項を書面(書式は自由)に記入し、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法でご応募ください。

必要事項 / 必ず書いてほしいもの...住所、氏名、職業

できれば書いてほしいもの...性別、年齢、電話番号、メールアドレス

締切 / 4月19日(金)必着 中間報告全文については、県庁都市計画課で配付するほか、県のホームページでもご覧いただけます。

問合せ・応募先 / 〒930-8501(住所記載不要) 県庁都市計画課景観形成施策担当

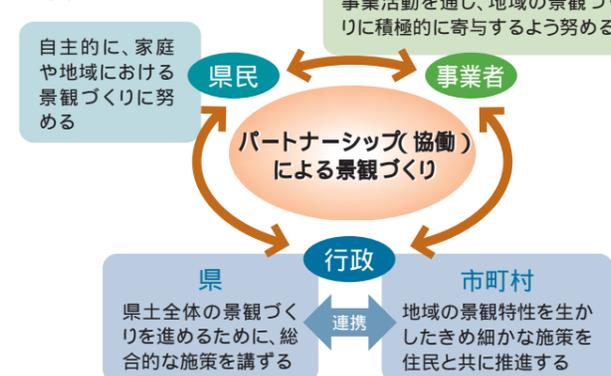
☎ 076(444)9661 FAX 076(444)4421

e-mail: toshikeikaku@pref.toyama.jp

http://www.pref.toyama.jp/sections/1506/keikan.htm



## 景観づくりのイメージ



懇談会が示す基本的な方向  
 このたびの中間報告では、本県の基本的な目標と景観施策の基本的な方向が示されました(六ページ)。  
 県では、その中間報告などを踏まえ、景観に関する条例の制定に向けて取り組んでいるところですが、景観づくりには、何よりも県民一人ひとりの意識が大切です。